

## プレイオフ立会い時の留意事項

### 【立ち合いの条件】

- ・試合の立ち合いができる方はTDO会員で、当該の試合に出場しない方であれば、どなたでも構いません（申請中の新規会員でも可です）。
- ・出場チームのメンバーでも、当日の試合に出場しない選手は立ち合いが可能です。
- ・優勝可能なポジションいるチームは、なるべく早めに知り合いの会員に立ち合いをお願いしておくようにしましょう。

### 【立会いをされる方へ】

- ・立会いは、基本的に公平な立場でスコアラーをお願いすることになります。通常のスコアラーと同様、選手に聞かれた場合に残り点数を教えることは問題ありませんが、アレンジの指示や特定チームへの応援などは厳禁です。
  - ・日当2000円と、ソフトドリンク2杯分の実費が支払われます。
- ※それ以外に飲食した場合でも、ソフトドリンク2杯分だけの領収書を書いてもらってください。
- ・請求は、「立会い費清算票」に必要事項を記入し、領収書を添付してキャプテンミーティング時に受付へ提出してください。代理の方にお持ちいただいてもお支払いできます。

※飲酒を禁ずるものではありませんが、泥酔したりプレイヤーの気分を害さない程度をお願いします。基本的に試合が終わるまでは、なるべくソフトドリンクにしましょう。

### 【お店の方へ】

- ・立会いの方は、試合の審判員として入店します。テーブルチャージ等は、取らないようにお願いします。

※試合終了後、個人的に飲食する場合は、この限りではありませんが、経費請求用に発行する領収書にチャージ分を含めないようにお願いします。立会い経費として認められるのは「ソフトドリンク2杯分の実費」です。

2014/3/9 TDO事務局